

目次

- 1面 新型コロナウイルス感染症関連、特定健診のご案内、整骨院・接骨院の施術内容の点検 など
- 2面 所得申告と国保税、軽減判定所得の変更、納税通知書と計算方法 など
- 4面 国保税の年金からのお支払いについて、令和2年度予算、限度額適用認定証について など

新型コロナウイルス感染症関連

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

■新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われる場合で、仕事に就くことが4日以上できなくなり、給与が支払われない、または減額した場合は、一定の条件のもと傷病手当金が支給される場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免について

■次のいずれかに該当し、国保税の納付が困難なときに減免される場合がありますのでご相談ください。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(世帯主)が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者(世帯主)の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、一定の基準に該当する世帯

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の猶予制度について

■新型コロナウイルス感染症の影響により、事業や給与などの収入に相当の減少があった方で納期限内に納付することができない場合は、国民健康保険税の猶予制度がありますので、ご相談ください。

新型コロナウイルス感染症に係る被保険者資格証明書の取り扱いについて

■被保険者資格証明書をお持ちの方が、新型コロナウイルス感染症の疑いで、帰国者・接触者外来を受診される場合、資格証明書を提示することで、被保険者証と同様の窓口負担割合(3割または2割)で受診することができます。

- ① 令和2年3月診療分から適用されます。
- ② その他の診療については、これまでどおり窓口負担割合は10割(全額自己負担)となります。ご注意ください。

令和2年度国保税の納税通知書等について

■政府において「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定され、所得税の確定申告や市県民税の申告期限が令和2年4月16日(木曜日)まで延長されました。この申告期限の延長に伴い、所得税の確定申告書や市県民税申告書の内容が、令和2年度国保税の当初納税通知書等への反映に間に合わない場合があります。申告の内容が確認でき次第、税額変更等の処理を行いますのでご了承ください。

4月から特定健診が始まっています

[対象者: 40歳以上] 国が定めた年に一度の健康診断です。必ず受けてください。

※新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、特定健診が中止になる場合があります。

2通りある特定健診の受け方の流れ

医療機関で受診する

- STEP① 医療機関を選ぶ
- STEP② 電話で予約する
- STEP③ 受診する

- 現在、医療機関に通院中の方も特定健診の対象です。かかりつけ医療機関へご相談ください。
- 健診当日は「保険証」をお持ちください。
- 医療機関一覧表と集団健診日程表は3月に送付した「保険証」に同封しています。

すべての方

集団健診で受診する

- STEP① 日程を選ぶ
 - STEP② 受診する
- ※一部予約が必要な会場があります。

対象になった方

トク得クーポンを使う

健診を受けた方には、トク得クーポン券をお渡しします。「特定健診等トク得応援隊」に登録されているお店に提出するとお得な特典を受けることができます。

保健指導

保健指導の対象となった方には、後日、ご連絡いたします。保健指導は、生活習慣によって引き起こされる怖い疾患から、あなたを守るための生活改善プログラムです。

自己負担は0円!

個人で受けると約10,000円かかる検査が無料で受けられます。



特定健診で分かる生活習慣病

糖尿病

脂質異常症

高血圧症

腎臓の障害

肝臓の障害

など



はり、きゅう施設利用券交付要件について

■はり、きゅう施設利用券の申請前に必ず特定健診を受けてください。

【交付要件】

- ・納期到来分の保険税完納世帯であること。
- ・40歳以上の方は、特定健診を当年度から過去2年度のうち少なくとも一度受診していること。

※ 職場健診や人間ドック等の結果を特定健診に代えることができます。はり、きゅう施設利用券の交付申請時に検査結果をお持ちください。

ジェネリック医薬品について

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許期間が切れたあと、品質、有効性、安全性が同等であると厚生労働大臣の承認を受け製造・販売されている医薬品のことで、価格は先発医薬品の2割〜7割程度と低価格です。

- ジェネリック医薬品に切り替えると、薬局での薬代が安くなり、医療費も削減できます。
- ジェネリック医薬品に切り替えるときは、医師や薬剤師へご相談ください。

整骨院・接骨院の施術内容の点検を実施中

医療費の適正化を図るため、保険証を使用して柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかられた際、柔道整復師から国民健康保険へ請求された内容と実際の施術内容が一致しているか、厚生労働省からの通知に基づき、点検を実施しております。この詳細な内容点検については、専門の業者へ委託しておりますことから、確認のため、委託業者から施術の日数や負傷原因等を文書で照会させていただく場合がありますので、ご協力お願いいたします。

所得申告と国保税

令和2年度の国保税は、加入者の前年中(1月～12月)の所得に基づいて計算されます。

所得がなかった人や障害・遺族年金のみを受給され、扶養親族等になっていない人なども必ず市民税課及び各支所税務課で市県民税の申告をしてください。(申告することで国保税や高額療養費の自己負担限度額及び入院時の食事代などが減額される場合があります)

ただし、次に該当する人は申告不要です。

- ①税務署に所得税の確定申告書を提出する人(所得税と異なる課税方式を選択する場合を除く)、または給与収入(所得)のみで勤務先から鹿児島市に給与支払報告書を提出してある人
 - ②公的年金等(障害・遺族年金を除く)のみを受給している65歳以上(昭和30年1月1日以前生まれ)の人で、前年中の支給額の合計が151万5千円以下の人
 - ③前年中に所得がなく、年末調整や所得申告などで同一生計配偶者や扶養親族になっている人(本市外の親族の税金上の扶養となっている人は申告が必要です)
- ※ 納税通知書右側下段の『被保険者の資格状況・内訳』の基準総所得額欄が『未申告』と表示されている人は申告が必要です。

倒産・解雇等による離職者に対する特例措置(軽減措置)

次のすべての要件に該当する人は、申告により総所得金額のうち給与所得を100分の30にして国保税を課税する特例措置(最長2年間)が受けられます。また、この申告により高額療養費の自己負担限度額及び入院時の食事代などが減額される場合があります。

- ①離職日時点において65歳未満の人
- ②雇用保険受給資格者証の離職理由の番号が11・12・21・22・23・31・32・33・34に該当する人

【申告に必要なもの】

雇用保険受給資格者証(原本)、認印、申告に来る人の公的機関から発行された顔写真付きの身分証明書の原本(マイナンバーカード、運転免許証またはパスポートなど)、特例対象被保険者及び世帯主のマイナンバーを確認できる書類(マイナンバーカードなど)

- ※ 雇用保険受給資格者証の交付を受けたら、早めに申告してください。
- ※ 特例措置が適用されている場合は、納税通知書右側下段の『被保険者の資格状況・内訳』に『離』と表示されています。

国保税の減免制度

次のいずれかに該当し、納付が困難と認められる場合には、納期限までに申請することにより国保税が減免されることがありますので、お早めにご相談ください。

- ①前年の世帯の合計所得金額の合算額が600万円以下で、倒産・解雇等による失業(定年退職・自己都合退職は除く)、休・廃業や疾病・負傷等により、前年に對し本年の世帯の合計所得金額の合算額の見積額が10分の7以下となる場合
 - ※ 上記『倒産・解雇等による離職者に対する特例措置』を受けている人でも、この減免制度により国保税がさらに減額となる場合がありますのでご相談ください。
 - ②前年の世帯の合計所得金額の合算額が1,000万円以下で、住宅等が災害により損害を受け、その損害額(保険金等で補てんされるべき金額を除く)が住宅等の価格の10分の3以上の場合
 - ③自己債務弁済者または連帯債務弁済者となり、その債務弁済のために土地または家屋を売却し、その後も弁済に追われている場合
 - ④東日本大震災による原発事故に伴い、国による避難指示等の対象区域の人が本市国保の納税義務者となった場合 など
- ※ 減免申請には、国保加入者全員と擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の前年中の所得申告が必要です。

後期高齢者医療制度への移行に伴う緩和措置

次のいずれかに該当する場合は、国保税について緩和措置が適用されます。他市町村で下記の緩和措置を受けていた人が転入により本市国保に加入した場合、引き続き緩和措置を受けられる場合があります。(転入前の市町村で『異動連絡票』が交付されますので、国保担当窓口へ提出してください。)

- ①国保から後期高齢者医療制度へ移行される人が同一世帯内にいる場合
法定軽減措置において、国保から後期高齢者医療制度へ移行した人(特定同一世帯所属者)の所得及び人数も含めて判定を行い、世帯内の国保加入者が1人の場合、移行後5年間は平等割額の2分の1を、6年目から8年目までの期間は4分の1を減額します。(介護納付金課税額を除く)
- ※ 適用されている場合は、納税通知書右側中段の『平等割額の緩和状況』に『◎』または『○』と表示されています。
- ②被用者保険から後期高齢者医療制度へ移行される人の被扶養者(旧被扶養者)の場合
被用者保険(職場の健康保険等)の本人が後期高齢者医療制度へ移行することにより、その被扶養者から国保加入者となった65歳以上の人(旧被扶養者)は、申請により所得割額の全額を減額し、7割・5割の法定軽減世帯を除く世帯は均等割額の2分の1を、旧被扶養者のみで構成される世帯はさらに平等割額の2分の1を減額します。ただし、均等割額・平等割額の減額は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間適用となります。
- ※ 申請は加入した年度のみで翌年度以降は自動継続されます。

国保税の納付方法

(1)普通徴収(納付書や口座振替で納める方法)の場合 ⇒ 6月から翌年3月までの年10回払い

- ①年間を通じて加入者がいる場合
年間(12ヶ月分)の国保税を6月(第1期)から翌年3月(第10期)までに分けて納付していただきます。
 - ②加入者が年度途中で75歳に到達して後期高齢者医療制度へ移行し、国保加入者が1人もいなくなる場合
加入期間(誕生月前月まで)の国保税を誕生月前月までに設定された各納期に納付していただきます。
 - ③加入者のうち1人が75歳に到達して後期高齢者医療制度へ移行し、他の人は翌年3月まで国保加入の場合
それぞれの加入者の加入期間に応じた国保税(合算額)を6月(第1期)から翌年3月(第10期)までの年10回に分けて納付していただきます。
- ※ 納期を納税通知書右側上段『各期別納付額』に、加入期間を納税通知書右側下段『被保険者の資格状況・内訳』に表示してあります。

(2)特別徴収(年金からの差引き)の場合 ⇒ 4・6・8・10・12・翌年2月の年6回払い

国保に加入している世帯主が年金を受給されている場合、普通徴収の方法によらず、原則として世帯主の受給年金から、国保税を差引く方法(特別徴収)で徴収を行います。以下の4つの条件すべてに該当する人が対象となります。

- ①世帯主が国保の被保険者である
- ②世帯の国保加入者全員の年齢が65歳から74歳までである
- ③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上である
- ④介護保険料(世帯主分)と国保税(世帯分)の合算額が、特別徴収の対象となる年金受給額の2分の1以下である

ただし、次のような場合は特別徴収の対象となりません。(前年度が特別徴収であっても納付書等で納めていただくこと(普通徴収)になります。)

- ①年度途中で世帯主が75歳に到達する場合
 - ②擬制世帯主(国保加入者でない世帯主)の世帯の場合
- ※ 複数の年金を受給されている場合は、受給額の多い年金から特別徴収するのではなく、あらかじめ定められた優先順位に基づき特別徴収する年金が決められます。
- ※ 新規に特別徴収が始まる人に対しては、事前に『特別徴収(年金差引き)予定』の案内を送付しますのでご確認ください。
- ※ 世帯の状況等によっては、年税額を(1)普通徴収と(2)特別徴収で併せて徴収(併用徴収)する場合があります。

国保税は納期限内に納めてください!

納期限内に納付が無ければ、延滞金が加算されるほか、差し押さえ等の滞納処分を行います。

令和2年度 法定軽減措置(申請不要) ※軽減判定所得が令和2年度から変更になりました

前年中の世帯の総所得金額等の合算額(軽減判定所得)が次の表に掲げる金額以下の場合には、均等割額と平等割額が2割・5割・7割軽減されます。(均等割額・平等割額については下記の『令和2年度 国保税納税通知書及び計算方法』をご覧ください。)

※表中()書きは前年度の軽減判定所得

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	軽減判定所得の計算式
2割軽減	85万円 (84万円)	137万円 (135万円)	189万円 (186万円)	241万円 (237万円)	293万円 (288万円)	345万円 (339万円)	33万円 + (52万円 × 被保険者数)
5割軽減	61万5千円 (61万円)	90万円 (89万円)	118万5千円 (117万円)	147万円 (145万円)	175万5千円 (173万円)	204万円 (201万円)	33万円 + (28万5千円 × 被保険者数)
7割軽減	33万円						33万円

※ 法定軽減が適用されている場合は、納税通知書右側中段の『法定軽減(均等割額及び平等割額)の状況』に軽減割合が表示されています。

- 軽減判定の注意点**
- * 賦課期日(令和2年4月1日、年度途中で加入された世帯は加入日、世帯主変更があった場合は変更があった日)現在の状況で判定します。(年度途中に加入者の増減があっても再判定されません)
 - * 擬制世帯主(国保加入者でない世帯主)の所得も含めて判定します。
 - * 国保から後期高齢者医療制度へ移行した人(特定同一世帯所属者)の所得及び人数も含めて判定します。
 - * 令和2年1月1日現在65歳以上で公的年金等に係る所得のある人は、その所得から15万円控除した額で判定します。(所得割額の計算に用いる所得額は、控除前の額を適用)
 - * 事業専従者給与(控除)は事業主の所得に繰戻して判定します。
 - * 譲渡所得による特別控除がある場合は、特別控除前の額で判定します。(所得割額の計算に用いる所得額は、特別控除後の額を適用)
 - * 法定軽減措置は、世帯の国保加入者全員と擬制世帯主及び特定同一世帯所属者が前年中の所得申告をした場合に自動的に判定されます。

令和2年度 国保税納税通知書及び計算方法

同封されている納税通知書は、納税義務者である世帯主(世帯主が国保加入していない場合でも納税義務者となります。)宛てとなっております。年間国保税額・加入者氏名・加入期間などが記載されていますので内容をご確認ください。

1世帯あたりの国保税は、その世帯における加入者の人数及び前年中の所得に基づき、基礎課税額・後期高齢者支援金等課税額・介護納付金課税額(40歳以上65歳未満の人)ごとに計算し、これらを合計した金額となります。

(1) 令和2年度の国保税は次の計算式で求めます。[]内は基準総所得金額

基礎課税額	国保加入者の前年中の総所得金額等の合算額	− [33万円]	基礎控除	×	8.0%	=	所得割額 (有所得者ごと) ①	} A(①+②+③) 年間基礎課税額 (100円未満切捨て) ※課税限度額63万円
	国保加入者数	×			21,000円	=	均等割額 ②	
	1世帯につき				23,300円	=	平等割額 ③	
後期高齢者支援金等課税額	国保加入者の前年中の総所得金額等の合算額	− [33万円]	基礎控除	×	2.6%	=	所得割額 (有所得者ごと) ④	} B(④+⑤+⑥) 年間後期高齢者支援金等課税額 (100円未満切捨て) ※課税限度額19万円
	国保加入者数	×			6,200円	=	均等割額 ⑤	
	1世帯につき				7,100円	=	平等割額 ⑥	
介護納付金課税額 (40歳以上65歳未満の人)	国保加入者の前年中の総所得金額等の合算額	− [33万円]	基礎控除	×	2.4%	=	所得割額 (有所得者ごと) ⑦	} C(⑦+⑧+⑨) 年間介護納付金課税額 (100円未満切捨て) ※課税限度額17万円
	国保加入者数	×			7,400円	=	均等割額 ⑧	
	1世帯につき				6,400円	=	平等割額 ⑨	

A + B + C = 令和2年度の年間国保税額

(2) 地方税法施行令の一部改正に伴い、国保税条例を改正し、令和2年度の課税限度額を引き上げました。

課税限度額	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額
	61万円 ⇒ 63万円	19万円(変更なし)	16万円 ⇒ 17万円

! 納税通知書右側下段『被保険者の資格状況・内訳』に国保加入者の氏名等を記載してあります。職場の健康保険に加入された人は、脱退手続きが必要となります。

手続きに必要なもの

- 職場の健康保険証(該当者全員分・写し可)
- 国民健康保険証(該当者全員分)
- 手続きに来る人の本人の確認ができるもの(運転免許証等の顔写真付き公的身分証明書)
- 世帯主及び脱退する人のマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカードなど)

特別徴収から口座振替へ納付方法を変更できます

現在、国保税が特別徴収(年金からの差引き)となっている人、または、これから特別徴収される可能性のある人のうち、特別徴収を希望されない人については、申し出により納付方法を口座振替に変更できます。

◇ 留意事項

- ① 特別徴収での納付を希望される場合は、手続きの必要はありません。
 - ② これから特別徴収される可能性のある人には、**事前に案内文書を送付します。**(案内文書到着前の申し出は受け付けておりません。)
 - ③ 特別徴収から口座振替への納付方法変更の申し出は、電話でも受け付けています。
 - ④ **金融機関等で口座振替の申し込みをされただけでは特別徴収は停止されません。必ず市役所本庁国民健康保険課または各支所国保担当へ申し出てください。**
 - ⑤ 口座振替の申し込みをいただいたのち、金融機関に通帳届出印等の照会を行います。通帳届出印と申請書に押印された印が異なる場合や、その他書類に不備があった場合は口座振替への変更が遅れる場合がありますのでご了承ください。
- ※ 特別徴収停止月は、口座振替申込書が右記の申出日までに市役所へ到着し、当該申込書に不備がなかった場合のみ適用されますのでご注意ください。

◇ 特別徴収停止月一覧表

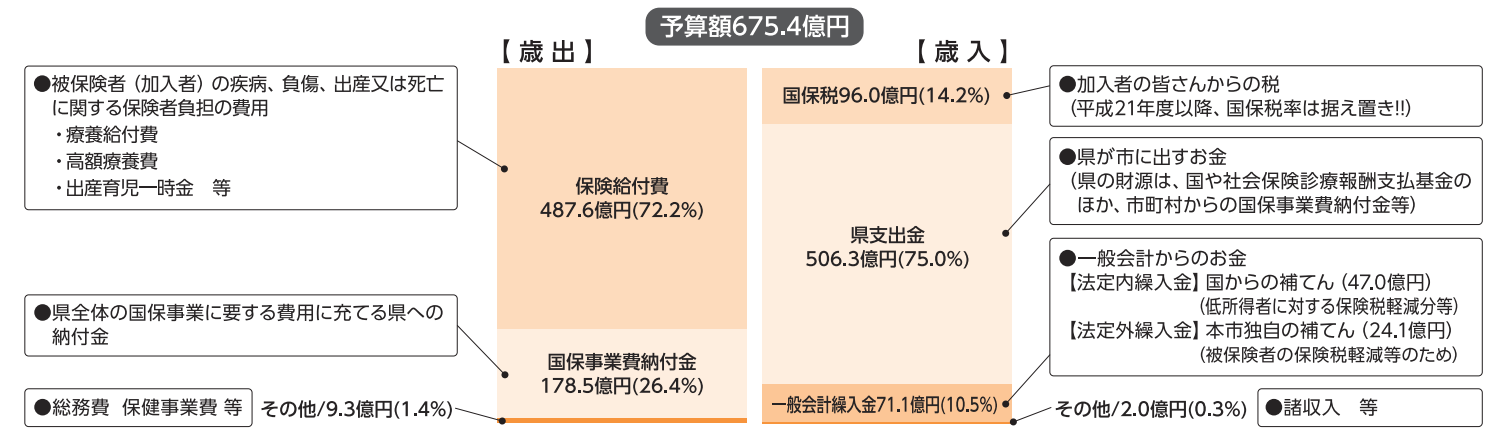
申出日	特別徴収停止月
令和2年5月1日(金) ~ 令和2年7月31日(金)	令和2年10月分
令和2年8月3日(月) ~ 令和2年9月30日(水)	令和2年12月分
令和2年10月1日(木) ~ 令和2年11月30日(月)	令和3年2月分
令和2年12月1日(火) ~ 令和3年1月29日(金)	令和3年4月分
令和3年2月1日(月) ~ 令和3年3月31日(水)	令和3年6月分
令和3年4月1日(木) ~ 令和3年4月30日(金)	令和3年8月分

令和2年度 国民健康保険事業特別会計 当初予算

◎国保財政健全化計画(平成30年3月策定)
「医療費適正化対策」及び「収率率向上対策」などの諸施策に取り組んでいます。

令和2年度 予算のポイント

- 【歳出】医療技術の高度化や高齢化の進展などにより、保険給付費は前年度に比べ7.6億円(1.6%)増加しています。
【歳入】保険税軽減等のため、引き続き一般会計から法定外繰入金24.1億円を補てんしています。(被保険者1人当たり 約20,000円)



限度額適用認定証について

入院するときや高額な外来診療を受けるとき、申請により交付される限度額適用認定証(市民税非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証)を医療機関などの窓口で提示することで、同一医療機関(入院・外来別、医科・歯科別)での同一月の保険内の支払いが自己負担限度額までとなります。

- ※ 保険税に滞納がある世帯の人は交付を受けられない場合があります。
- ※ 70歳以上75歳未満で次の世帯の人は保険証が認定証を兼ねることになるため申請は不要です。
 - (1) 保険証の負担割合が2割負担で市民税課税世帯の人
 - (2) 保険証の負担割合が3割負担で市民税の課税標準額が690万円以上の世帯の人

- 申請に必要なもの
 - ・療養を受ける人の保険証の原本
 - ・申請に来る人の公的機関から発行された顔写真付きの身分証明書の原本(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)及び印鑑
 - ・療養を受ける人及び世帯主のマイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカードなど)
 - ・世帯主以外の人が申請に来る場合は、委任状や世帯主の保険証など、世帯主が代理人を指定した事実を確認できる書類(その世帯主と同一世帯に属する人が申請に来る場合は不要)
- ※ 認定証の有効期限は7月31日まで(70歳になる場合等を除く)となり、8月以降の認定証が必要な方は再度申請が必要となります。
- 8月以降の認定証について
7月から8月以降の認定証の交付が可能です。申請に必要なものは上記のものと同様です。



国保に関するお問い合わせは

本 庁 国民健康保険課 別館1階3番窓口

国保の加入・脱退、給付については 給付係 ☎(直通) 216-1228
 特定健診・保健指導については 保健事業係 ☎(直通) 808-7505
 国保税の計算・内容については 賦課係 ☎(直通) 216-1229
 国保税の納付・納税相談については 納税係 ☎(直通) 216-1230
 国保の財政については 庶務係 ☎(直通) 216-1227

谷山支所 市民課国民健康保険係 ☎(直通) 269-8414
 伊敷支所 総務市民課市民係 ☎(直通) 229-2115
 吉野支所 総務市民課市民係 ☎(直通) 244-7284

吉田支所 総務市民課市民係 ☎(直通) 294-1212
 桜島支所 桜島総務市民課市民係 ☎(直通) 293-2347
 // 東桜島総務市民課 ☎(直通) 221-2111
 喜入支所 総務市民課市民係 ☎(直通) 345-3754
 松元支所 総務市民課市民係 ☎(直通) 278-2114
 郡山支所 総務市民課市民係 ☎(直通) 298-2113
 サンサンコールかごしま ☎(直通) 808-3333
 市ホームページアドレス <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

国保のすがた

世帯数: 77,930世帯
 被保険者数: 118,191人
 (令和2年3月末現在)

